



発行 東京都

目次

120

規程（水）

- 東京都水道局文書管理規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都水道局印刷物取扱規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都水道局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都水道局職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱規程の一部を改正する規程……………五
- 東京都水道局職員住宅の管理等に関する規程の一部を改正する規程……………五
- 東京都水道局職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程及び東京都水道局職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程の一部を改正する規程……………六
- 東京都水道局職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規程及び東京都水道局職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規程の一部を改正する規程……………七
- 労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う休業補償等の支給に関する規程の一部を改正する規程……………八
- 東京都水道局処務規程の一部改正……………八

規程（水）

●東京都水道局管理規程第二十七号

東京都水道局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月三十日

東京都水道局長 浜 佳葉子

東京都水道局文書管理規程の一部を改正する規程

東京都水道局文書管理規程（平成十一年東京都水道局管理規程第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号及び第二号中「受領印を徴して」を「受領した職員名を記載させた上、」に改め、同条第二項中「確認印を押す」を「収受者名を記載する」に改め、同条第五項中「ファイル責任者の確認印を押す」を「ファイル責任者名を記載する」に改める。

第二十五条第三項中「場合」の下に「（法令等の定めにより公印の押印を要する場合を除く。）」を加え、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 局外文書（前号に該当するものを除く。）のうち、国、地方公共団体、都が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）又は公文書管理条例第十六条第一項に規定する出資等法人に対し発信する公文書（重要なものを除く。）

第一号様式中 「」を「」に改める。

附則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局文書管理規程第一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

月 間 計	時間 分	支給額計(①) 円	取扱者等認印	
			課長	代理
給与減額の基本となる時間数	①	時間	③	時間
勤務1時間当たりの 給料等の額の合計額	②	円	④	円
① × ②	(A)	円	③ × ④	(B)
減額すべき特殊勤務手当の合計額	(B) + (C) + (D)	円		円
減額すべき給料等の額の合計額	(A) + (D)	円		円

東京都水道局職員の給与に関する規程第9条に規定する給与の減額に関し、上記のとおり確認します。
 年 月 日 職氏名 氏名

を

月 間 計	時間 分	支給額計(①) 円	時間 分
-------	------	--------------	------

に改め、同

給与減額の基本となる時間数	①	時間	③	時間
勤務1時間当たりの 給料等の額の合計額	②	円	④	円
① × ②	(A)	円	③ × ④	(B)
減額すべき特殊勤務手当の合計額	(B) + (C) + (D)	円		円
減額すべき給料等の額の合計額	(A) + (D)	円		円

東京都水道局職員の給与に関する規程第9条に規定する給与の減額に関し、上記のとおり確認します。
 年 月 日 職 氏名

様式中⑥を⑦とし、⑤の次に次のように加える。

6 給与減額の対象となるべき事実、特殊勤務手当の支給の有無及び特殊勤務手当に係る減額時間数に係る記入内容については、所属長及び課長代理が確認を行うこと。
 別記様式第二号の二中

氏名印	氏名
-----	----

東京都水道局職員の給与に関する規程第9条の2第1項に規定する基準別表第2第 号の規定に基づき給与の減額の免除を承認する。	年 月 日	取扱者等認印
職 氏名	所 属	課 長 課長代理

を

に改め、同

年 月 日受理
東京都水道局職員の給与に関する規程第9条の2第1項に規定する基準別表第2 号の規定に基づき給与の減額の免除を承認する。
年 月 日
職 氏名

様式に備考として次のように加える。

備考 水道局長の承認に当たっては、事前に所属長及び課長代理並びに給与担当課長及び課長代理が記入内容の確認を行うこと。

別記様式第三号(表)中「㊟」を「㊟」を「決定年月日・印」を「決定年月日」に改める。

附 則

- この規程が公布の日から施行する。
- この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局職員の給与に関する規程別記第三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都水道局管理規程第三十二号

東京都水道局職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

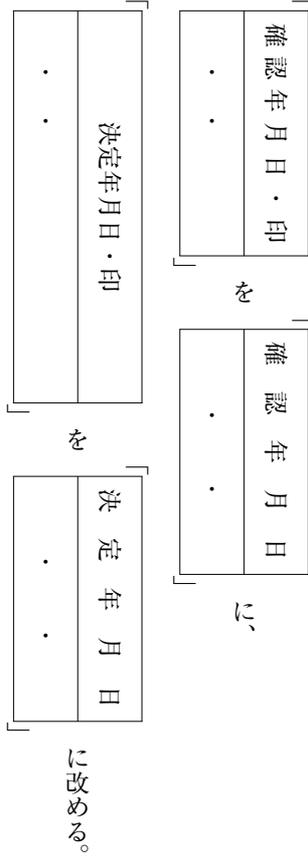
令和二年十月三十日

東京都水道局長 浜 佳葉子

東京都水道局職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の通勤手当に関する規程(昭和三十三年東京都水道局管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

別記様式(表)中「㊸」及び「㊹」を削り、同様式(裏)中



附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局職員の通勤手当に関する規程の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都水道局管理規程第三十三号

東京都水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月三十日

東京都水道局長 浜 佳葉子

東京都水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱規程(昭和六十一年東京都水道局管理規程第十一号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び第二号様式中「㊸」を削る。

別記第三号様式(裏)中「㊹」を削る。

別記第四号様式から第七号様式までの規定中「㊸」を削る。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱規程別記第三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都水道局管理規程第三十四号

東京都水道局職員住宅の管理等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月三十日

東京都水道局長 浜 佳葉子

東京都水道局職員住宅の管理等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員住宅の管理等に関する規程(昭和三十八年東京都水道局管理規程第十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「管理入氏名印」を「管理入氏名」に、「保管印」を「確認者」に改める。

別記様式第三号及び様式第四号中「㊸」を削る。

別記様式第六号から様式第九号までの規定中「㊸」を削る。

別記様式第十号中「㊸」を削り、「㊸」を「㊸」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局職員住宅の管理等に関する規程の様式(この規程により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存

するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都水道局管理規程第三十五号

東京都水道局職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程及び東京都水道局職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月三十日

東京都水道局長 浜 佳葉子

東京都水道局職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程及び東京都水道局職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

第一条 東京都水道局職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程(昭和四十三年東京都水道局管理規程第二号)の一部を次のように改正する。
別記第一号様式中

請求回数 [] を [] 請求回数 第 [] 回 [] に改め、

請求者の住所 [] 氏 名 [] を []

請求者の住所 [] 氏 名 [] に改め、 [] を削り、

事務担当者 [] 氏名 [] 電話 [] を [] 事務担当者 [] 課名 [] 氏名 [] 電話 [] に改め

る。

別記第二号様式中

請求回数 [] 回 [] を [] 請求回数 第 [] 回 [] に改め、

請求者の住所 [] 氏 名 [] を []

請求者の住所 [] 氏 名 [] に改め、 []

事務担当者 [] 氏名 [] 電話 [] を []

事務担当者 [] 課名 [] 氏名 [] 電話 [] に改め

第二条 東京都水道局職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程の一部を改正する規程(昭和五十三年東京都水道局管理規程第十三号)の一部を次のように改正する。

別記附則第一号様式中

請求者の住所 [] 氏 名 [] を []

請求者の住所 [] 氏 名 [] に改め、 []

を

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

別記第十七号様式から第十八号様式の二までの規定中「㊦」を削る。
別記第二十号様式中「㊧」を削る。

附 則

この訓令の施行の際、この訓令による改正前の東京都水道局処務規程の様式（この訓令により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

